

# 無料低額な診療を実施する病院事業を行う法人に係る 医療保健業の非課税措置に関する厚生労働大臣の証明

- ・ 法人税法に規定する公益法人等のうち一般社団法人及び一般財団法人が行う医療保健業を収益業務の範囲から除外するにあたっては、法人税法施行規則第6条第4号及び第7号の規定により、一定の基準を満たしていることについて厚生労働大臣の証明が必要となります。
- ・ 近畿厚生局では、当該税制措置を受けようとする法人から当該年度の書類の提出を受け、基準を満たすものと判断した場合、証明書を発行します。(書類等は、特に記載が無ければ写しで可)

## ○証明申請に必要な書類

### ①証明申請書 (様式2-1)

### ②証明申請書の別紙 2部

### ③要件毎の添付書類・開設医療機関一覧表

## ●厚生労働大臣が証明する基準

### 1. 事業等要件 (法人税法施行規則第6条第4号)

(イ又はロ又はハに該当) かつ (ニに該当) 若しくは (ホに該当) に該当すること

イ. 地域医療支援病院の施設の基準に掲げるすべてを有していること。

(添付書類)

- ・ 地域医療支援病院である場合は、都道府県知事の承認書の写し
  - ・ 地域医療支援病院ではない場合は、①～⑦は、当該施設を図示した病院の配置図及び平面図、⑧は当該自動車の写真及び車検証
- ① 集中治療室
  - ② 化学、細菌及び病理の検査施設
  - ③ 病理解剖室
  - ④ 研究室
  - ⑤ 講義室
  - ⑥ 図書室
  - ⑦ 医薬品情報管理室
  - ⑧ 救急用又は患者輸送用自動車

ロ. 実地修練、臨床研修を行うための施設を有していること。

①から③のいずれかに該当すること。

①大学の医学部又は大学附置の研究所の附属施設である病院

(添付書類) 附属病院であることが確認できる書類

②医師法施行規則第11条における厚生労働大臣の指定した病院

(添付書類) 厚生労働大臣の指定書の写し

③臨床研修病院としての指定を受けている病院

(添付書類) 厚生労働大臣の指定書の写し

ハ. 保健師養成所等を有していること又は医師等の再教育を行っていること。

次のどちらかに該当すること

① 保健師、助産師、看護師(准看護師を含む。)、診療放射線技師、歯科衛生士、歯科技工士、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士又は視能訓練士の養成所を有すること。

(添付書類) 厚生労働大臣又は都道府県知事による養成所の指定書の写し

② 大学の教職の経験若しくは担当診療科に関し5年以上の経験を有する医師又は歯科医師を指導医として、常時3人以上の医師又は歯科医師の再教育を行っていること。

(添付書類)

・診療科毎の指導医の名簿、各指導医の医師免許の写し及び略歴書並びに当該年度中に再教育を受けた医師及び歯科医師の名簿を確認する。

ニ. 生活保護法の医療扶助等に係る診療を受けた者の割合が10%を超えること。

$\frac{A+B}{C}$ が10%以上であること。

A. 生活保護法第15条又は第16条に規定する扶助に係る診療を受けた患者数

B. 無料又は診療報酬(入院時食事療養費を含む。)を10%以上減額した患者数

C. 患者総数

※ 患者数はすべて延べ数とする。

(添付書類)

① 法人の診療報酬について規定(医療費減免の規程)した書類の写し

② 患者数、減免額等を確認できる書類(月報、減免額明細書、病院報告等の写し)

③ (申請に係る年度中におけるA~Cの実績数 ←証明申請書別紙の3表の作成)

(注) 証明申請書別紙の3表の作成について、

1. 「実施率」欄は、AとBの和をCで除した数に100を乗じて小数点以下第1位(第2位以下は切り捨て)まで記入すること。

2. 患者数は全て延べ数。

3. 複数の医療機関を有する場合、「医療機関毎の患者数」を作成の上、そのA~Cそれぞれの合計欄の数を本表A~Cに記入すること。

4. 算定期間は非課税措置の適用を受ける年度を記載すること。

ホ. 社会福祉法上の無料又は低額な料金による診療事業を行っていること。

$\frac{A+B}{C}$ が10%以上であること。

A. 生活保護法により保護を受けている患者数

- B. 無料又は診療報酬（入院時食事療養費及び入院時生活療養費を含む。）を10%以上減額した患者数
- C. 患者総数 ※ 患者数はすべて延べ数とする。

(添付書類)

- ① 社会福祉法第69条第1項に基づく都道府県知事への届出書の写し
- ② 法人の診療報酬について規定（医療費減免の規程）した書類の写し
- ③ 患者数、減免額等を確認できる書類（月報、減免額明細書、病院報告等の写し）
- ④ 無料又は低額診療事業の基準（次頁参照）を満たしていることがわかる書類等（減免方法の掲示場所の図及び写真、医療ソーシャル・ワーカーの名簿及び相談場所の写真、生活保護を受ける者等に対する健康相談の実施一覧及び実施案内書、その他、基準を満たすために必要な体制、実施状況が分かるもの）
- ⑤ (申請に係る年度中におけるA～Cの実績数を記載した書類  
← 証明申請書別紙の4表の作成)

(注) 証明申請書別紙の4表の作成について

1. 「実施率」欄は、AとBの和をCで除した数に100を乗じて小数点以下第1位（第2位以下は切り捨て）まで記入すること。
2. A、B及びCは、算定期間におけるそれぞれの延べ数を記入すること。
3. 複数の医療機関を有する場合、当該有する医療機関毎に本表を作成すること。
4. 社会福祉法第69条第1項に基づく都道府県知事への届出書の写しを添付すること。
5. 算定期間は非課税措置の適用を受ける年度を記載すること。

2. 収入要件（法人税法施行規則第6条第7号、平成20年厚生労働省告示第298号）

$\frac{(1) + (2) + (3)}{(4)}$  が8割を超えること。

- (1) 社会保険診療に係る収入金額
- (2) 労働者災害補償保険法に係る患者の診療報酬  
(当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合又は当該診療報酬が少額（全収入金額のおおむね100分の10以下の場合をいう。）の場合に限る。)
- (3) 健康増進法第6条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第4条に規定する健康増進事業（健康診査に係るものに限る。）に係る収入金額（当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準により計算されている場合に限る。)
- (4) 事業収入の全金額

(添付書類)

- ・ 当該医療機関の診療報酬規程及び健康診査の報酬規程
- ・ (1) から (4) の金額について確認できる書類（収支決算書、府県税事務所に提出する「医療法人等の所得金額計算書」等の写し、これらで確認できない場合は法人帳簿類の写し等）
- ・ (収入総括表 ← 証明申請書別紙の5表の作成)

## 無料又は低額診療事業の基準（事業等要件ホ関係）

次の項目のうち、1、2、3及び4に該当するとともに病院にあっては、5から10までの項目のうちの二以上、診療所にあっては、7又は8のいずれかの項目に該当すること。

- 1 低所得者、要保護者、行旅病人、一定の住居を持たない者で、野外において生活している者等の生計困難者を対象とする診療費の減免方法を定めて、これを明示すること。
- 2 生活保護法による保護を受けている者及び無料又は診療費の10%以上の減免を受けた者の延数が取扱患者の総延数の10%以上であること。
- 3 医療上、生活上の相談に応ずるために医療ソーシャル・ワーカーを置き、かつ、そのために必要な施設を備えること。
- 4 生活保護法による保護を受けている者その他の生計困難者を対象として定期的に無料の健康相談、保健教育等を行うこと。
- 5 老人、心身障害児者その他特別な介護を要する特殊疾患患者等が常時相当数入院できる体制を備えること。
- 6 生活保護法による保護を受けている者、その他の生計困難者のうちで日常生活上、特に介護を必要とする者のために常時相当数の介護者を確保する体制を備え、かつ、そのために必要な費用を負担すること。
- 7 当該診療施設を経営する法人が、特別養護老人ホーム、身体障害者療護施設、肢体不自由者更生施設、重症心身障害児施設等の施設を併せて経営していること。又は、当該診療施設がこれらの施設と密接な連携を保持して運営されていること。
- 8 夜間又は休日等通常の診療時間外においても、一定時間外来診療体制がとられていること。
- 9 地区の衛生当局等との密接な連携の下に定期的に離島、へき地、無医地区等に診療班を派遣すること。
- 10 特別養護老人ホーム、身体障害者療護施設、肢体不自由者更生施設、重症心身障害児施設等の施設の職員を対象として定期的に保健医療に関する研修を実施すること。

（注）

平成13年7月23日社援発第1276号「社会福祉法第2条第3項に規定する生計困難者のために無料又は低額な料金で診療を行う事業について」の第1より抜粋